

## 群馬県立県民健康科学大学の理念・目的・目標等

### 1, 建学の基本理念

豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する。

### 2, 大学の目的

群馬県立県民健康科学大学は、保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

### 3, 大学の基本目標

群馬県立県民健康科学大学は、看護学及び診療放射線学に関する理論及び応用を教授研究する。保健師、看護師、診療放射線技師、ならびに保健医療の指導者、教育者、研究者を育成する。学術研究の発展をはかりその研究成果を地域へ還元する。これらを通じて、県民の保健医療福祉の向上ならびに看護学及び診療放射線学の発展に貢献する。

#### ○教育の目標

1. 学部教育においては、保健医療に関する専門的知識・技術と実践的能力を身につけた地域の保健医療福祉を支える保健師、看護師、診療放射線技師を育成する。
2. 大学院教育においては、地域の要請に応えうる高度な専門的知識・技術と実践的能力を身につけた保健医療の指導者、創造性と実践力を併せ持つ教育者・研究者を育成する。
3. 学部・大学院教育を通じて、幅広い教養、科学的かつ柔軟な思考力、主体的な問題解決能力、他者と協働できる適切なコミュニケーション能力を有し、人々の健康維持・促進に対する強い使命感と高い倫理観を兼ね備えた人材を育成する。

#### ○研究の目標

全学的な研究水準の向上に取り組み、保健医療分野をリードする知の創造の拠点としての機能を高める。地域保健医療の課題解決に向けた実践的研究を推進するとともに、国際的・学際的な視野に立つ特色のある基礎研究・応用研究を推進する。

#### ○社会貢献の目標

県立の保健医療系大学として求められる役割を果たすため、地域の保健医療の発展を担う人材の育成、地域の課題解決に資する取組の強化、諸機関との多様な連携や共同研究の推進、公開講座等の研究成果の地域への還元などに積極的かつ組織的に取り組む。

#### 4, 学部・研究科の目的

##### ○看護学部の目的

群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持向上に貢献する方法を学ぶことを通して、人間と環境への興味関心を深め、豊かな人間性を培うとともに、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術並びに高い倫理的判断力に加え、看護専門職者としての自律的発達や看護学を探究できる基盤を身につけ、将来的には国内のみならず国際的にも普及する新たな看護実践の創造開発に携わることを目指す、社会貢献への使命感と意欲をもつ人材の育成を目的とする。

##### ○看護学研究科の目的

様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持及び向上への貢献に向けた科学的根拠に基づく看護の実践を究極の目的とし、革新され続ける看護学及び看護教育学の充実、発展及び次の革新に向けた研究を推進するとともに、これらの研究の成果を基にスタッフ・ディベロップメント（質の高い教育を展開できる看護職者の育成をいう。）及びファカルティ・ディベロップメント（質の高い教育研究を展開できる看護教員の育成をいう。）に向け継続的かつ自律的な学習を支援できる人材を育成する。

##### ○診療放射線学部の目的

対象が人間であるという観点から人間中心の新たな診療放射線学の学術的体系化と教育課程を再構築し展開することにより、従来の理工学と医学の融合からなる診療放射線学に加え、人間の尊厳や生命・医療・技術の倫理、チーム医療の機能と役割を学ぶものとし、多様な実務の遂行を可能にし、科学的根拠に裏付けられた論理的な思考及び柔軟な発想によって自ら見出した問題点を解決する意欲と行動力をもって、国際社会及び地域社会へ貢献できる人材を育成することを目的とする。

##### ○診療放射線学研究科の目的

地域保健医療において診療放射線学に関する指導的立場に立ち、多様な実務の遂行を可能にする能力、実践的な研究を行う能力及び問題解決能力を有する高度医療専門職者、診療放射線学の学問的体系化と放射線画像検査学及び放射線治療検査学の新たな技術革新を積極的に推進できる研究者としての基礎的能力を持った人材並びに医療専門職者の養成に貢献できる教育者としての基礎的能力を持った人材を養成する。

## 5, 大学の基本方針

### ●内部質保証のための基本方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むべく、以下のとおり、内部質保証の方針を定める。

#### 1, 基本的な考え方

内部質保証とは、大学自らが継続して大学の諸活動の点検・評価をおこない、それを改革・改善へとつなげていくことによって質の向上をはかり、教育や学習等が適切な水準にあることを自らの責任で保証・説明していくことである。本学は、建学の基本理念及び設置の目的、各学部・研究科の目的並びに各種方針を実現するために内部質保証システムを構築し、それを十全に機能させて恒常的・継続的に大学教育の質の改善・向上に取り組む。

#### 2, 内部質保証の推進に責任を負う組織及び役割

本学の内部質保証の推進に責任を負う組織は、大学運営会議である。大学運営会議は、各学部・研究科、委員会等におけるP D C Aサイクルを適切かつ有効に機能させ、大学教育の質の保証及び向上を恒常的・継続的に推進する。各学部・研究科、委員会等の組織は、大学運営会議の方針を受け、教育活動の実施、改善・向上に取り組む。

自己点検・評価報告書における評価結果に基づき、学長が「大学の基本方針」を策定する。大学の基本方針に基づき、推進の責任組織である大学運営会議が具体的な方針を決定する。各学部・研究科、全学委員会、地域連携センターは、大学の基本方針及び大学運営会議の方針を踏まえ、各組織における「年度計画」を立案し、予算システムを連動させる等の措置を講じた上で、これを実施する。実施結果は、各組織で検証を受けた後に、大学運営会議にフィードバックされ、総合的な検証を受ける。大学運営会議は、当初の方針を改善・向上させ、各組織に指示する。

#### 3, 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

全学の教育に関する企画・設計は、教務学生委員会が中心となり行う。教務学生委員会は、大学運営会議の方針を受け、各学部・研究科の状況を踏まえて全学の教育に関する企画・設計案を作成し、大学運営会議に諮る。大学運営会議で承認を受けた計画は、教授会・研究科委員会で報告された上で、各組織・教員により実施される。教務学生委員会は、各種指標・アンケート調査等を通じて実施結果及び関連する教育情報の適切な把握と分析を行い、大

学運営会議に報告する。大学運営会議は、報告内容等を踏まえ、方針の適切性・有効性を総合的に検証し、改善・向上に関する方針を取りまとめた上で、教務学生委員会に具体的な改善案の作成を指示する。改善案は、大学運営会議の承認のもとで実施される。

教育に関する自己点検・評価は、各学部・研究科による自己点検・評価を教務学生委員会が検証し、全学的な教育活動評価として取りまとめる。自己評価委員会は、教育に関する当該評価を含め、大学としての自己点検・評価報告書を作成し、大学運営会議及び評議会の議を経て学内外に公表する。

#### 4, 内部質保証システムの有効性の確保

各種方針・計画の達成状況は、自己評価委員会が評価する。未達成の目標がある場合、その原因が実施内容の適切性の欠如等の個別的な事由によるものではなく、内部質保証システムに起因すると判断された場合は、システムの改変をも含めて検証することで、内部質保証システムの有効性と信頼性を確保する。検証結果は、大学運営会議及び評議会に諮るとともに、自己点検・評価報告書を通じて学内外に公表する。

#### 5, 内部質保証の客観性の確保

内部質保証の質を改善・向上させるため、自己点検・評価活動は、学外有識者を含む評議会及び第三者による評価を受ける。

#### 6, PDCAサイクルの周知と理解

大学の方針、年度方針、実施状況及び評価結果に関する情報は、教授会、研究科委員会、地域連携センター運営会議、事務局会議等で報告し、教職員及び関係者全員に周知する。さらに各種媒体を用いて教職員間の情報共有と課題認識を深める。SD・FD活動等により、PDCAサイクルや根拠に基づく大学運営に関する情報提供を行い、質の改善・向上に対する教職員の高い取り組み意識を形成・持続させる。

## ●方針策定のための基本的な考え方

本学は、「豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する」という建学の基本理念のもと、「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与する」（学部）ならびに「看護学及び診療放射線学の理論及び応用の教授及び研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上並びに看護学及び診療放射線学の発展に寄与する」（大学院）ことを目的として設置された2学部2研究科からなる医療系大学である。本学は、教育・研究・地域貢献活動を通じて地域及び国際社会に貢献できる人材の育成を行う。

本学は、この建学の基本理念及び設置の目的をもとに、教育理念、教育目的を定めている。学修により、卒業・修了時において学生が身につけるべき学力、資質・能力等の達成度の観点から、学位プログラム（学部、研究科）単位で、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を定め公開する。あわせて全学的視点からポリシー策定の方針を定める。

### 1, 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

卒業・修了に際し、当該課程における学位を授与する要件として学生が身につけるべき学力、資質・能力の目標を示す。

### 2, 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーに示した学力、資質・能力を学生が効果的に修得できるような教育課程の編成・実施方針、及び学修成果の評価方針を示す。

### 3, 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

教育課程を通して、本学の卒業生・修了生となり得る資質・能力を有する学生を入学者として得るため、本学が求める学生像、入学にあたり求める学力、入学者選抜等の方針を示す。

## ●大学として求める教員像及び教員組織の編制方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を定める。

### 1, 求める教員像

本学は、建学の基本理念及び設置の目的、各学部・研究科の目的並びに各種方針を実現するに相応しい人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学会及び社会における活動等について優れた資質と実績を持ち、常に新たな知識・技術の獲得と向上に取り組み、地域・国際社会、並びに本学の発展に寄与できる意欲と能力を持つ者を求める。

### 2, 教員組織の編制方針

- 1) 「学校教育法」、「大学設置基準」、「大学院設置基準」、その他関連法令に則った編成とすること。
- 2) 全学的な教育研究上の必要性に基づくこと。
- 3) 建学の基本理念及び設置の目的、各学部・研究科の目的、各種方針の実現をはかれる編成とすること。
- 4) 各学部・研究科の特徴・専門性に応じた教員配置とすること。
- 5) 学生収容定員、教員一人あたりの学生数、専任教員による主要授業科目担当の原則等に配慮すること。
- 6) 職位、年齢構成、性別などが極端に偏らないよう配慮すること。
- 7) 教育研究分野内及び分野間で緊密な連携体制を取ることができること。
- 8) 教員の資質向上をはかるため、SD・FD活動を組織的に行うこと。

## ●学生支援に関する基本方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、学生が学修に専念し、充実した学生生活を送れるよう下記の取り組みを行う。

### 1, 修学支援に関する方針

- 1) 基礎学力を向上させ、保健医療専門職として社会で活躍できるよう修学支援体制を整備する。
- 2) 経済的に不安なく学修に専念できるよう各種支援の充実に努める。
- 3) 障がい学生への支援体制を整備する。

### 2, 生活支援に関する方針

- 1) 学生の心身・健康管理に関する相談・支援体制を整備する。
- 2) 学生の課外活動・社会活動への取り組みを支援する。
- 3) ハラスメント防止に努める。

### 3, 進路支援に関する方針

- 1) 職業人として社会で自立できるようキャリア教育を推進する。
- 2) 各種就職支援プログラムを整備し、就職活動を支援する。

## ●教育研究等環境整備に関する方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、学生の学修及び教員の教育研究を推進・支援するために下記の取り組みを行う。

- 1, 安全性及び利便性を考慮した施設・設備・環境整備を推進する。
- 2, 図書館・学術情報サービスの充実及び利用環境を整備する。
- 3, ネットワーク等の情報環境及び語学環境を整備する。
- 4, 教員による研究推進に向けて、研究設備、研究費、組織体制の充実をはかる。
- 5, 地域社会、国際社会、学外諸機関との連携協力を推進する。
- 6, 研究倫理の遵守及びハラスメント防止に努める。

## ●社会連携・社会貢献に関する基本方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、教育・研究の成果を社会に還元し、保健・医療・福祉環境の向上への貢献を行うとともに、各種資源の開放に努めることで、社会連携及び社会貢献を推進する。

- 1, 教育研究を推進するとともに、その成果を地域社会・国際社会に公表・還元する。
- 2, 公開講座、公開授業、出前講座などを通じ、大学の持つ知的資源を地域社会に公開・還元する。
- 3, 地方自治体や保健・医療施設等と連携・協働し、地域社会が抱える課題の解決に向けて積極的に取り組む。
- 4, 保健・医療施設、教育機関等との共同研究及び保健医療専門職者の再教育・研修等を通じ、保健・医療サービスの質向上に寄与する。
- 5, ボランティア活動、地域活動などを通じ、地域社会の発展に貢献できる人材の育成に努める。
- 6, 大学施設、図書館等を地域住民に開放し、開かれた大学として地域貢献を推進する。

## ●大学の管理・運営に関する基本方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、大学の機能を十分に発揮させるために管理・運営に係る下記の取り組みを行う。

- 1, 学長のリーダーシップのもとに、迅速かつ適切な意思決定ができる体制の整備・充実をはかる。
- 2, 教員組織及び事務組織を適切に整備し、組織間の緊密な連携と円滑な運営をはかる。
- 3, 規程等を整備し、コンプライアンスを遵守した透明性の高い管理運営を行う。
- 4, 教育・研究・社会貢献活動の機能強化に向けて、優れた人材の採用と効果的な配置によりその活用を推進する。
- 5, SD・FD活動や適正な評価等を通じ、教職員の資質・能力、意欲の向上に取り組む。
- 6, 多様な自主財源の確保に取り組むとともに、計画的・効果的な資金配分に努める。